平成 29 年 3 月
東京都主税局

～法人事業税・法人都民税の申告をされる法人の方へ～

法人都民税利子割額の控除・充当・還付はできません

平成 25 年度税制改正（地方税法の一部を改正する法律［平成 25 年 3 月 30 日法律第 3 号］）により、平成 28 年 1 月 1 日以後に法人が支払いを受けるべき利子等については、都民税利子割は課税されません。（地方税法第 24 条第 1 項第 5 号）

このため、**平成 28 年 1 月 1 日以後に法人が支払いを受けるべき利子等については、利子割額の法人税割額からの控除や、均等割への充当等に関する取扱いはなくなっておりますので、ご注意ください。**

（利子割額の法人税割額からの控除や、均等割額への充当等に関する地方税法の規定（平成 25 年改正前地方税法第 53 条第 26 項～第 28 項、第 39 項～第 42 項）は、平成 25 年度税制改正により削除されています。）

なお、東京都から申告時期にお送りしている申告書においても、法人都民税利子割額の控除・充当・還付制度の廃止に伴い、利子割額の控除・充当・還付に関する明細書（第 9 号の 2 様式・第 9 号の 3 様式）の封入を行っておりません。

＜中間・確定申告書（第 6 号様式）抜粋＞

利子割額に関する計算	利子割額（控除されるべき額）	㉘	
	控除した金額（⑰-⑧-⑨-⑩と㉘のうち少ない額）	㉙	
	控除することができなかった金額㉘－㉙	㉚	
	既に還付を請求した利子割額	㉛	
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉛－㉚（⑮）	㉜	

利子割額の控除・充当・還付の制度は廃止されています。
確定申告において、第 6 号様式右下の㉘～㉜欄には、数字を記載することはできません。

【参考】
平成 25 年度税制改正の大綱 11 頁（財務省ＨＰ）より
⑪法人に係る利子割の廃止
イ　平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払いを受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定する。
ロ　法人に係る道府県民税法人税割から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を当該法人に係る道府県民税均等割額等への充当又は還付する制度を廃止する。